

埼労発基0111第1号
令和5年1月11日

関係団体の長 殿

埼玉労働局長
(公印省略)

労働安全衛生規則第577条の2第3項の規定に基づき
がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの適用について

標記について、令和4年12月26日付け基発1226第4号をもって、厚生労働省労働基準局長から別添のとおり通達がありましたので、傘下の会員等に対する周知に御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。